

## No.1 ○豊明市議会定例会会議録(第6号)

平成23年6月28日

### 1. 出席議員

1番	川上 裕	議員	2番	毛受 明宏	議員
3番	近藤 郁子	議員	4番	藤江 真理子	議員
5番	早川 直彦	議員	6番	近藤 善人	議員
7番	三浦 桂司	議員	8番	平野 龍司	議員
9番	平野 敬祐	議員	10番	近藤 千鶴	議員
11番	一色 美智子	議員	12番	村山 金敏	議員
13番	近藤 恵子	議員	14番	山盛 左千江	議員
15番	杉浦 光男	議員	16番	安井 明	議員
17番	伊藤 清	議員	18番	月岡 修一	議員
19番	堀田 勝司	議員	20番	前山 美恵子	議員

### 2. 欠席議員

なし

### 3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	成田 宏 君	議事課長	吉川 勝美 君
議事課長補佐	松林 淳 君	議事課長補佐	石川 晃二 君
兼庶務担当係長		兼議事担当係長	

### 4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	石川 英明 君	副市長	平野 隆 君
教育長	後藤 学 君	行政経営部長	横山 孝三 君
市民生活部長	神谷 清貴 君	健康福祉部長	神谷 巳代志 君
経済建設部長	鈴木 重利 君	消防長	三治 金行 君
教育部長	加藤 誠 君	行政経営部次長	福井 康夫 君
		兼財政課長	
健康福祉部次長	原田 昇 君	会計管理者	塚本 邦広 君
兼医療健康課長		兼出納室長	
秘書政策課長	伏屋 一幸 君	総務防災課長	神谷 元弘 君

高齢者福祉課長 原 田 一 也 君 都市計画課長 前 田 鑛 君  
環境課長 森 弘 和 君 代表監査委員 古 橋 洋 一 君  
監査委員事務局長 犬 塚 豊 和 君

## 5. 議事日程

- (1) 諸報告
- (2) 議案第 39 号 平成 23 年度豊明市一般会計補正予算(第2号)の撤回の件
- (3) 委員長報告・同質疑・討論・採決  
議案第 36 号 市道の路線認定について  
議案第 37 号 豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の特例を定める条例の制定について  
議案第 38 号 豊明市税条例の一部改正について  
議案第 39 号 平成 23 年度豊明市一般会計補正予算(第2号)について  
議案第 40 号 平成 23 年度豊明市下水道事業特別会計補正予算(第1号)について  
議案第 41 号 財産の買入れについて(高規格救急自動車)
- (4) 委員長報告・同質疑・討論・採決  
議員提出議案第2号 豊明市議会基本条例の制定について
- (5) 議会閉会中における各常任委員会の継続調査について

## 6. 本日の会議に付した案件

議事日程に同じ

午前10時開議

### No.2 ○議長(平野敬祐議員)

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員 20 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議に先立ちまして、行政経営部長より発言の申し出がございますので、これを許可いたします。

横山行政経営部長。

### No.3 ○行政経営部長(横山孝三君)

会議を始める前の貴重な時間をいただきまして、私が答弁させていただきました部分で一部、訂正させていただきたいと思っておりますので、お願いいたします。

6月17日、金曜日でございますが、本会議の議案質疑における私の答弁の中で、事業仕分けの仕分け人の日当は1日当たり3万円で見積もっているとお答えいたしましたが、正しくは日当については報償費であり、これを1日当たり1万5,000円で見積もっており、2日間で3万円ございましたので、訂正させていただきたいと思っております。

今後、答弁させていただくときには、資料等を正確に掌握し答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

#### No.4 ○議長(平野敬祐議員)

本日の議事運営につきましては、あらかじめ議会運営委員会でご協議をいただいておりますので、その結果を委員長より報告を願います。

三浦桂司議会運営委員長。

#### No.5 ○議会運営委員長(三浦桂司議員)

おはようございます。

議長よりご指名がありましたので、議会運営委員会の審査結果についてご報告申し上げます。

本日、午前9時30分より委員会を開催し、討論の申し込みについて協議いたしました。

その結果、討論の通告期限は昨日の6月27日正午となっておりますが、昨日の午後より総務委員会が開催され、議案第39号を審査いたしました。

よって、その討論の申し込みができないことでありましたので、特例として委員会終了後に申し出がありましたので、許可することといたしました。

また、本日、市長より議案第39号の撤回の申し出がありましたので、本日の議事日程に組み入れることといたしました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

#### No.6 ○議長(平野敬祐議員)

ご苦労さまでした。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付をいたしました議事日程表に従い会議を進めます。

日程1、諸報告に入ります。

福祉文教委員会に付託しておりました陳情第4号について、お手元に配付をいたしましたとおり、委員会から報告書が提出されておりますので、その審査結果について委員長より報告を願います。

杉浦光男福祉文教委員長、登壇にて報告を願います。

#### No.7 ○福祉文教委員長(杉浦光男議員)

議長よりご指名がありましたので、福祉文教委員会に付託されました陳情の審査内容と結果についてご報告いたします。

去る平成23年6月21日午前10時より開催されました委員会において、付託議案の審査終了後に、全委員と市長以下関係職員の出席のもと、陳情第4号「教育基本法」・「学校教育法」の改正・「学習指導要領」の全面改訂に基づいた教科書採択がされるよう教育委員会への意見書の提出を求める陳情を議題といたしました。

最初に、本陳情について当局より状況等の説明を求めました。

平成24年度使用の教科用図書の採択については、法に基づき、選定作業が厳正に進められております。本市は愛日地方教育事務協議会に所属しており、その諮問機関である尾張東部教科用図書採択地区協議会にて共同調査・研究を行っております。同協議会での決定に基づき、教育委員会会議で中学校教科用図書の採択を議決することになりますとの説明がありました。

続いて、質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁は、同じような陳情は教育委員会にも提出されておりますとの答弁があり、参考資料として教育委員会へ提出された陳情の写しが配付されました。

他市町の採択、不採択の状況は、愛日管内では清須市、東郷町、豊山町の議会には陳情が出ておりません。また、北名古屋市の情報はなく、そのほかでは採択された市はないとの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

主な討論は、本市は教科書の選定に当たっては適正に行われており、意見書を提出するまでもなく、不採択とする。

資料を見ると偏っている。不採択としたい。

教育委員会に提出されたものと議会に提出されたものと内容が違う。不採択としたいなどの討論がありました。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、陳情第4号は採択に賛成者はなく、不採択すべきものと決しました。

以上で福祉文教委員会に付託されました陳情の審査内容と結果についての報告を終わります。

以上です。

#### No.8 ○議長(平野敬祐議員)

ご苦労さまでした。

ただいま、報告されました陳情について採決に入ります。

陳情第4号について採決を行います。

陳情第4号に係る委員長の報告は不採択であります。よって、陳情第4号についてお諮りいたします。

陳情第4号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立者なし)

#### No.9 ○議長(平野敬祐議員)

賛成者なしであります。よって、陳情第4号は不採択と決しました。

以上で諸報告を終わります。

日程2、議案第 39 号 平成 23 年度豊明市一般会計補正予算(第2号)の撤回の件を議題といたします。

市長から議案第 39 号の撤回の理由の説明を求めます。

石川市長。

#### No.10 ○市長(石川英明君)

それでは、議案第 39 号の撤回の理由について説明をさせていただきます。

私が今議会に提案をさせていただきました議案第 39 号 平成 23 年度豊明市一般会計補正予算(第2号)のうち、事業仕分けに係るものにつきましては、これまで進めてきました行政改革をさらに前進させ、行政のスリム化を図り、無駄な財源、支出を抑え、市民の方々に有意義な予算執行をしていくというものであります。

そのために、仕分けに関する知識や経験が豊富な仕分け人を、市の外部からお招きをし、私どもと事業のありようについて、ちょうちょうはっしの議論を展開し、最終的に事業の廃止や継続、改善を決めていきたいと考えていたわけであります。

さらに、市民の方々にも判定人として直接参加をしていただく手法で、事業仕分けを実施したいというものであります。

しかしながら総務委員会において、私どもの提出した補正予算のうち、事業仕分けの委託料などが修正カットされ、事実上、外部からの仕分け人招聘が困難となりました。

行政改革推進委員会を中心に、市内の仕分け人で十分だとの委員会の意見もあり、議会の意見は尊重しなければならないと考えますが、今回の私の考えている事業仕分けの方法とは趣旨が異なりますので、修正後の予算では執行が困難であると考えました。

この際、この補正予算案を撤回し、新たな補正予算案を提出したいと考えておりますので、議会の皆様のご理解をお願いいたします。

以上であります。

No.11 ○議長(平野敬祐議員)

説明は終わりました。

ここで、議事の都合により暫時、休憩といたします。

午前10時10分休憩

午前11時5分再開

No.12 ○議長(平野敬祐議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

先ほどの説明について質疑のある方は挙手を願います。

伊藤 清議員。

No.13 ○17番(伊藤 清議員)

それでは、先ほどの議案の撤回の申し出に対して質疑をさせていただきます。

地方自治法では第 211 条及び第 217 条におきまして、予算の編成・提案権については、それを市長の固有の権利とするというふうに定められております。

予算の提案に関しては、議員にも、他の執行機関にも一切それは認められていない。予算の提案権、これは市長に専属するものでありますけれども、委員会の結論を経て、これを撤回するということは、予算の提案権、地方自治法で定められた提案権の乱用につながるのではないだろうかというふうに思うので、見解をお願いいたします。

あわせて、提案権という非常に大きな権限を市長に付与する一方で、市長が独走することがないように、地方自治法第 97 条等には、予算の増額修正も含めて議員に修正権を認めている。修正権については、市長以下執行部には、その権利が認められていないわけであります。

これは、地方自治法上、二元代表制の理念のもと、片方に強大な権限を与える一方で、もう一方の二元代表制の一翼を担う議会に対して、修正を認めているわけであります。

修正可決をされた修正案、その結果に納得がいけないという理由で、この提案したものを取り下げることについては、やはり提案権の乱用につながるのではないかというふうに解釈をいたしますが、市長の見解をお願いいたします。

No.14 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.15 ○市長(石川英明君)

それでは、伊藤議員の質問に対してお答えをしたいと思います。

先ほど、説明でもさせていただきました。我々が事業仕分けをする根本原因は何かといったら、やはり仕分け人にプロの目でしていただくというのが、基本線であります。その骨子、生命がなくなるなら、この事業の執行はもうあり得ないということです。

そういう意味で今回、やはり本来の執行を撤回をするということでもあります。

以上であります。

#### No.16 ○議長(平野敬祐議員)

ほかにございますか。

伊藤 清議員。

#### No.17 ○17番(伊藤 清議員)

ちょっと答弁になっていないので、もう一回お願いします。

今の答弁を受けてもう一回、さらにお聞きをしますけれども、何をもってプロとするかというのは、これは非常にまた判断が難しいところでありますけれども、事業仕分け自体を、議会としては全く否定していないと、私は委員会のやりとりを見ながら、そういうふうに感じております。

プロか、否かは別にしても、第三者機関である行革審の委員の方に仕分け人をやっていただくということに関していえば同じではないかなと。今回の構想日本ありきの随意契約についてはやはり、その委託金額の積算根拠のあいまいな部分はあったであろうというふうに思うんですね。

市民の税金を預かって執行していく中で、衝撃的ではありましたが、300万円かけるので、その10倍程度の効果を見込みたいなどという答弁がありました。ギャンブルのような発言もあったわけです。

やはり、積算根拠が余りにもあいまいで、結論ありき、削減ありきじゃないかという見方をしたわけです。

事業仕分けというのは、事業に対して無駄があるか、ないかを判定していただくのであれば、市長が予算編成権を行使して、それを削っていく。それが本来の目的であったと思うんですが、削減ありきという発想については、やはり疑義を感じざるを得なかったということで、修正という形になったわけですが、この原案を市長が取り下げをされたら、修正案というのは当然なくなるわけですね。

地方自治法上、原案に対する修正ですので、原案がなくなった段階で、修正権というのはなくなるわけですよ。そうしますと、市長の行為というのは、提案権の乱用につながるのではないのでしょうか。

結論に対して、自分の意図はそこじゃないということであって撤回をされるということは、これは間接的に議員の修正権、地方自治法で認められた修正権を抑圧することになるん

じゃないでしょうか。

正規の地方自治法の範囲内でやるならば、再議という手法がありますので、再議に付するのが本来の地方自治法の趣旨を生かした議会に対する取り組みではないかなと思いますので、提案権の乱用ではないか、修正権に対する抑圧ではないか、そこら辺を中心に答弁をお願いいたします。

#### No.18 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

石川市長。

#### No.19 ○市長(石川英明君)

まず、提案権の乱用というふうには思ってはいません。

少し説明をさせていただきます。

まず、新聞報道の20事業だとか3,000万円というのは、委員会の中でも答弁をさせていただきました。その本質を整理して、ひょっとしたら、もっと大きな金額が出ることもあるだろうし、3,000万円以下のこともあるだろうと。

それは何かといったら、その事業、施策の必要性や問題点がきちっと整理をされて、そのときに判断をするということですね。

それともう一つ、先ほどから言っておみえになります行革審の委員をという、まあ皆さんからのご提案をいただいたわけですが、このことにつきましては、今進行している行革審は、我々は継続をしていくということであります。

これとは違った外部の、それは構想日本に限定をしなくてもいいわけでありまして。今までこうしてやってくる経過の中で、新たな滋賀大学だとかいろんなところが出てきております。

やはり外部の人たちのご意見を聞くという、その仕分けというのが、事業仕分けの基本だというふうに考えているわけです。

この生命線が絶たれるということは、我々としては、このことを執行すべきではないだろうという判断が下ったということでありまして。

ですから、それが乱用というような判断はしていませんので、ぜひ、ご理解をいただきたいと思えます。

以上であります。

#### No.20 ○17番(伊藤 清議員)

答弁がおかしいから。質疑じゃない。

#### No.21 ○議長(平野敬祐議員)



確認ですか。

No.22 ○17番(伊藤 清議員)

確認、確認。

No.23 ○議長(平野敬祐議員)

伊藤 清議員。

No.24 ○17番(伊藤 清議員)

今、市長の答弁の中で、構想日本ありきじゃないという話だったけれども、当初の提案説明の際には、構想日本しかないという話だったんですよ。

だから、私たちは構想日本以外にでもあるんじゃないですかと。ほかは、西尾市は60万円ですと、そういう話をしてきたんです。

今の答弁というのは提案説明と違う。提案説明を受けて、委員会で審査をしているわけなんで、議長、今の答弁は矛盾があるんで、これは精査をしてもらわないといかぬと思いますので、お取り計らいをお願いします。

No.25 ○議長(平野敬祐議員)

議事を整理させていただきますが、市長の提案権の乱用、そして、議員の修正案に関する権利ということでもって答弁をお願いしたいと思います。

石川市長。

No.26 ○市長(石川英明君)

今、伊藤議員のおっしゃるとおりで、少し間違えた発言をしたと思いますので、そこは訂正をさせていただきます。

以上です。

No.27 ○議長(平野敬祐議員)

ほかに質疑はございますか。

山盛左千江議員。

No.28 ○14番(山盛左千江議員)

撤回なさるということについて、大変悩ましいというか、苦渋の選択であつたらうというふうに思いますけれども、撤回してしまえば事業仕分けができなくなりますが、そのことについてはどのように考えての撤回だったのか、お願いいたします。

No.29 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.30 ○市長(石川英明君)

非常に我々は通していただきたいというのが本音であります。

やはり今、伊藤議員にもお答えをしたように、事業仕分けの本分というのは仕分け人、それも外部の仕分け人が来ないことには、この事業の生命線が絶たれるという視点から、基本的にはそれができないなら、苦渋の選択としてやむを得ないだろうと。

今後の執行につきましてはもう一度、きちっと内部で精査をしてみたいというふうには思っております。

当初は、来年度の予算に少しでも反映できる、また来年度の政策に反映ができるというのが、我々の基本的な考えであります。こうしたことが行えないと、少し来年度に生かせないと、そんな心配もあるわけであります。

事業の中には20項目であります。内部的には、小さな部分で前にも説明をしましたが、甲電については廃止をするような、そういう部分については、まだ残されている部分があるのかなというふうに思います。

大きな事業につきましては、やはりそうした手法を使っていく。それは、あくまでも無駄を削減するだけではない。職員の資質を変えていくことにも、さらに、職員の資質を高めることにもつながっていく事業だというふうに判断をするわけで、そうした視点では、また何とかこの事業をやっていきたいということは正直あるわけであります。また一度、検討していきたいと思います。

以上であります。

No.31 ○議長(平野敬祐議員)

ほかに質疑はございますか。

杉浦光男議員。

No.32 ○15番(杉浦光男議員)

市長にお伺いしますが、簡単な質問です。

委員会の議決と本会議の議決と、議決は2つありますよね。どのように考えていますか。効果、議決の効果。

No.33 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

石川市長。

**No.34 ○市長(石川英明君)**

やはり最終は本会議ですよ。ただ、委員会の議決をないがしろにしたいという考えはありませんので、そういう理解でお願いしたいと思います。

以上です。

**No.35 ○議長(平野敬祐議員)**

ほかに質疑のある方はございますか。

前山美恵子議員。

**No.36 ○20番(前山美恵子議員)**

伊藤議員と重なる部分もあるんですけども、伊藤議員への答弁で、提案権の乱用ではないかということについて、思っていないということなんですけども、今回、私たちが3日間かけて審査をして、結論を出した時点で撤回をするということなんですけども、これがまかり通ると、これは委員会で、そして議会で議決をした件については、いつでもこれは提案権を使ってできるということを思っているのかなというふうに思うんですが、その点についてと、それからもともと、事業仕分けの目的が、今聞いていますと、外部に委託をするということは、これは手法であって、何を目的とするかといいますと、さまざまな事業を、これはもう必要がなくなったから削除するとか、拡大をするとかということ、これを見きわめていくことなんですけども、修正案を出させていただいたのは、この事業仕分けのもとの目的にちゃんと合致するように、修正案というのは出させていただいたんですが、これがなぜ気に入らないのかということをお答えください。

**No.37 ○議長(平野敬祐議員)**

答弁を願います。

石川市長。

**No.38 ○市長(石川英明君)**

何度も言うようになるんですが、行革審の委員の皆さんは、きちっとやってみえた部分も事実あるわけでありませう。

しかし、外部の人たちの視点というのは、もっと違った意味できちっとした仕分けを行う技術や能力があるということです。国会の中継とか何かを見ていただいてもわかると思うんです。

そのことが、行政の職員にとっては、自分たちの行ってきた政策や事業というものを再確認や再認識、再分析をする中で、やはりそうした力量を高めていくことにもつながるわけがあります。

ですから、そうした全体的な効果を見ながらいくと、どうしても外部の、外部という言い方がおかしいかもわかりませんが、そうした専門の人たちの仕分けのお力をおかりをするということでもあります。

それから、目的についても今同じような話をしたんですが、そうしたことが目的で、事業の無駄をすべて出すことが、ということではないですね。

事業の本質を見きわめたり、そういう中で具体的な財源を確保するということが、まあ結果としてついてくるという、そんな理解をしておりますので、ぜひ、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

#### No.39 ○議長(平野敬祐議員)

ほかにございますか。

前山美恵子議員。

#### No.40 ○20番(前山美恵子議員)

すみません、提案権の乱用についてなんですが、私たちが修正案を出して結論を出す前ならいざ知らず、結論を出してから、これはもうそのものを撤回だという行為自体が、私たち議会人としては許される行為ではないわけであります。

先ほど言いましたように、これを何度も何度も繰り返したら、これは今後、私たちは真剣に審査もできなくなってしまうものですから、これは乱用ではないかなというふうに思うんですが、もう一度お聞かせください。

#### No.41 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

石川市長。

#### No.42 ○市長(石川英明君)

少しお互いに事業仕分けの視点が、委員会でも何回か説明をさせていただきましたが、そこですれ違う部分があったというふうに思います。

我々は外部の、まあ外部というのか、専門的なそういう人に仕分けをしていただくことで、非常に事業効果を上げる、その点がずれてきた。

行革審の部分につきましては先ほども述べたように、現行では残してあって、そこでの今

後の活動推進というのとは行われていくわけでありませぬ。

ですから、この辺の生命線が絶たれるなら、やはりこのことは執行しない方がいいだろうと。ですから一度、取り下げをさせていただくということでありませぬ。

ですから、乱用をするというような視点よりも、やはり生命線が絶たれるなら、これは執行しない方がいいだろうと、そういう結論でありませぬので、ご理解ください。

以上です。

#### No.43 ○議長(平野敬祐議員)

ほかにございませぬか。

近藤恵子議員。

#### No.44 ○13番(近藤恵子議員)

すみませぬ、今回の撤回ということ、1つ確認をとらせていただきたいのですが、撤回と再議のその2つのところで選択があったかと思うのですが、再議にした場合、市民に対してどういった影響があるとお考えですか。

#### No.45 ○議長(平野敬祐議員)

撤回についての質疑ということによろしいですね、近藤恵子議員。

#### No.46 ○13番(近藤恵子議員)

撤回との違いについての。

#### No.47 ○議長(平野敬祐議員)

今回、再議をしたいというお話ではありませぬので、もう一度質問をお願いいたします。

#### No.48 ○13番(近藤恵子議員)

今回、議案の撤回というふうに来ておりますけれども、先ほど、伊藤議員のほうからも再議ということもあったのではないかという言葉がありましたので、再議ということになった場合、市民に対する影響がどの程度あるとお考えですか。

#### No.49 ○議長(平野敬祐議員)

近藤恵子議員に、もう一度お話しいたしますけれども、撤回についての説明をいただいて質疑をお受けしておりますので、再議についてはありませぬので、もう一度よくまとめてください。

ほかにございませぬか。

山盛左千江議員。

No.50 ○14番(山盛左千江議員)

市長がたびたび、原案のとおり事業仕分けの予算が可決されないと、市当局が考えていらっしゃる事業仕分けの効果が望めないから、今回はやむを得ず撤回したいという説明を、何度もされていたかのように私は理解しておりますが、本当にこの修正案の97万円ほどで、市民の判定人のみで、後は専門家の知識を一切取り入れず、行革の委員と市民判定人だけで事業仕分けを、シートの作成から事業仕分けの何たるかまで、すべてやるように修正案の中では説明があったわけですが、本当にそれができない、効果が望めない、事業仕分けそのものが成り立たないというふうに考えられたのか。もう一度確認させていただきたいと思います。

自分たちがやりたいことができなかつたのか、それとも、事業仕分けそのものが、市民の人だけでは成立しないというようなことも懸念されたのか、1つ確認させていただきたいのと、もう一つ今、近藤議員の質問に関連いたしますけれども、撤回という方法のほかになかつたのかどうか。

どのような試行錯誤の中で撤回という方法を選択されたのか、その撤回に至った経緯というのか、考えられたことについてお伺いしたいと思います。

撤回されると、今後42号が提案されて、事業仕分け以外のものについて再上程されるというような話もありましたけれども、再議の場合と比較して、この撤回の理由、市民への影響のある、なし、そういったことについての説明をいただきたいと思います。

それが今2つ目です。

後は、構想日本ありきのような委員会の中でも質問がたくさんありました。確かに新聞でもそういうことが言われました。構想日本以外で、外部の力をかりてやっても効果がある、そういった方法も可能性があるというふうに、今後探っていけるのかどうか。

今回、市民でやれという修正案が出てきたわけですから、再度また、外部の委託でやりたいというふうに、構想日本でやりたいといっても、なかなか認められないんじゃないかと思うので、市長が考えられる事業仕分けを今後執行していく上において、どんなことができるのかも合わせて撤回していかないと、マニフェストが頓挫するわけですから、そういったことについての考え、撤回に至った経緯、全体を合わせて説明をお願いしたいと思います。

No.51 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.52 ○市長(石川英明君)

まず、1番目につきましては何度か申すように、外部の専門家の仕分け人を入れることによって、豊明市の全体の事業や方向性を再検討する。職員にとってもそうしたことを学ぶことができる。

さらには、市民の皆さんも実際に事業仕分けに参加をして、豊明の将来像をともに考える。ただ単に、金銭の削減だけではなくて、そうした意味合いの視点が多く含まれた取り組みの事業だというふうを考えているわけであります。

その点につきまして、特に外部の人たちの専門的なやはり切り口というのが、この事業の生命線の一つではないかなというふうを考えているわけで、その点で今回、このことをあきらめざるを得ないという、そういう経緯がありました。

そして、その他の方法については、伊藤議員が言われたり、今、再議というような言葉があって、正直言ってその検討も若干してきた経緯はあります。

しかし、1つできる方法はこの議会内で終えていくこと、それは撤回という方法ではないかなという検討をしたということであります。

もちろん再議についても、一定の検討はしてきたということはありません。

そして、最後の構想日本だけに、今いろいろ議員の皆さんからもご指摘をいただいて、先ほど伊藤議員には大変失礼な答弁をしましたが、やはりそうした滋賀大学のチームについても、もう一度きちっと精査をして、そうしたすぐれた能力のある団体が幾つかあるなら、そういう中で今後選定をしながら、事業仕分けにどう取り組むかということも、一遍検討してまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上であります。

#### No.53 ○議長(平野敬祐議員)

ほかにございませんか。

三浦桂司議員。

#### No.54 ○7番(三浦桂司議員)

事業仕分けは、事業に無駄があるかないかが問題で、修正案でも97万円近くの予算が残っております。

先ほど、だれかが西尾市の例を挙げましたが、西尾市では滋賀大学の教授を呼んで、外部の意見を聞いて、60万円で事業仕分けをこの7月に開催いたします。

330万円という予算は高過ぎませんか。幸田町でも安い金額で行う。何で西尾市が60万円でやれることを、豊明市が330万円かけてやるのか。準備不足のまま、ちょっとこの議案を提出したんではないかということ、市長お願いいたします。

#### No.55 ○議長(平野敬祐議員)

答弁できますか。

石川市長。

**No.56 ○市長(石川英明君)**

今、三浦議員がおっしゃったことは、先ほども説明をさせていただきましたよね。構想日本ありきではなくて、滋賀大学や、さらには、ほかのほうもあるということで、それはやはり検討の余地があるということでもありますので、今後考えていきたいと。

予算につきましては、詳しいことは部長からお答えをさせていただきます。

以上です。

**No.57 ○議長(平野敬祐議員)**

横山行政経営部長。

**No.58 ○行政経営部長(横山孝三君)**

私どもが見積もらせていただきました今回の332万2,000円ですか、その予算につきましては、委託料の199万5,000円と音響設備30万円、それから会議録の作成で21万円、この3つを委託料ということで組まさせていただきますので、西尾市さんが60万円で今回やられるということにつきまして、その内容をよく精査して今後、我々のこの事業について少しでも安くやれるように努力してまいりたいと思います。

以上でございます。

**No.59 ○議長(平野敬祐議員)**

ほかに質疑はございますか。

堀田勝司議員。

**No.60 ○19番(堀田勝司議員)**

話がどうも、よそのほうにちょっとそれかけているんですけども、まず市長に聞きたいのは、委員会で議決された後に撤回という申し出をするのは議会軽視ではないかと、そういうことを申し上げているわけで、もし、その方法が例えばといっちは何ですが、委員会議決の前なら、まだまだ考える余地があるのではないのかなと我々も思っているんですが、委員会議決の済んだ後に撤回ということは、議会軽視であるという我々の認識があるので、その件に関してはどのように考えているかということを知りたい。

**No.61 ○議長(平野敬祐議員)**

答弁を願います。



石川市長。

**No.62 ○市長(石川英明君)**

堀田議員の質問に対してお答えさせていただきます。

基本的には、議会軽視というような形ではないというふうな理解をしております。

それはなぜかということは、これは少しくどくなるようなんですが、本来の生命線ですね。いろんな皆さんの委員会でもご意見がありました。他にもあるのじゃないかとか、そういう部分のご意見も、実はいただいていたわけです。

今、三浦議員が言われたように予算が高いじゃないかと。例えば滋賀大学でやったらどうだとか、そういうような修正がある部分についてなら、やはり飲み込みができた可能性はあったかなというふうに思いますが、根本的にそうした専門家の手を外していくとなると、この生命線がなくなってくるということで、苦渋の選択をして今回は撤回せざるを得ないだろうと、そういう結論を出したということでありますので、我々としては軽視をしてきたというふうには思っておりませんので、ぜひいろんなご意見をいただいて、我々もまた今後検討していきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上であります。

**No.63 ○議長(平野敬祐議員)**

ほかにございますか。

堀田勝司議員。

**No.64 ○19番(堀田勝司議員)**

答弁を聞くと、また余分なことを言わなければならなくなってくるんだけど、ちょっと答弁が外れてしまうので非常に困っているんですけども、私どもは当初から構想日本しかないという答弁をいただいているものだから、そんなようなことで調べたらいろんなところがあると。答弁は違っていると、予算要求のやり方はおかしいよということで、3日間もかけて委員会をやってきたわけですよ。

当局の答弁がうそ八百を並べて、じゃ委員会のほうでいろんな協議をしてくださいというような話に聞こえてくるんです。

一例を挙げれば、辛らつなことを言いますけれども、最初に日当3万円という答弁がありまして、委員会のほうでは日当1万5,000円、そして、次の日には書面で資料をくださいと言ったら報償費1万5,000円と、毎日出す資料が変わってきて、そしてまた、ここの答弁で、そんな構想日本ありきではなくて、ほかの提案をしてもらって修正していただければ、そういうふうにはできるかもしれなかったというような答弁をいただいて、これはまさしく議会軽視も甚だしいので、これは本当は余り言いたくないんだけど、市長としてある程度の責任をとっていただかないと、答弁がこれだけ違ってきては、議会としては審査がで

きないということですので、そのところの答弁をお願いします。

**No.65 ○議長(平野敬祐議員)**

答弁できますか。

石川市長。

**No.66 ○市長(石川英明君)**

例えば、構想日本については、我々職員のほうでいろいろ調べてきたわけですね。ほかにもないのかというのが正直なところで、いろいろ探ったわけですよ。

まあ探った経過の中で、やはりどうも構想日本しかないという結論が出てしまったものから、そういう意味で出したということですね。

それから、先ほど言っているような3万円の件につきましても、それは部長が謝らせていただいたように、その辺については大変皆さんにはご迷惑をかけた。そのことが軽視と言われるなら、大変申しわけないと思うんですが、我々としては努力してきた中で、そうした不備があつてご迷惑をかけたということであれば、それは私たちのほうが謝らなくてはならないのですが、軽視をしたということでは決してありませんので、それはご理解をいただきたいと思います。

以上であります。

**No.67 ○議長(平野敬祐議員)**

ほかにございますか。

三浦桂司議員。

**No.68 ○7番(三浦桂司議員)**

いわゆる、我々がこれを言っているのは、事業仕分け案を事業仕分けしているわけで、構想日本しかないというのは、間違いがあると認めないと、これは始まらないんじゃないですか。

97万円の予算が残っているんです。これではやれないんですか。その点だけ、ちょっとお伺いしたいと思います。

**No.69 ○議長(平野敬祐議員)**

答弁を願います。

石川市長。

**No.70 ○市長(石川英明君)**

何度も言うようで申しわけございませんが、やはり構想日本だとか、さらには今、滋賀大学の方や、そういう事業仕分けを専門的に行ってみえた方が入りさえすれば、そういう予算でもひょっとしてできるのか。

これは、場所だとか交通費だとかいろんなことで、近くの人がみえて、そういうことがあれば、ひょっとしたらできる可能性があるのかもわからない。

音響なんかについても、録音はうまくいかないけれども、自分たちの機材でやるということで、ひょっとしたらやれるのかもわからぬ。

そういうことはと思いますが、ただ、全体的な他市町村が取り組んできた予算等に比べますと、若干膨れ上がってきているのではないかなと。

先ほどの 60 万円というのは3名の委託費用ですよ。ですから、それが6名になれば120 万円になったり、さらには、その他のいろんな費用がかさむということもあるわけで、そういうご理解をいただけたらどうかなというふうに思います。

以上であります。

#### No.71 ○議長(平野敬祐議員)

ほかにございますか。

近藤郁子議員。

#### No.72 ○3番(近藤郁子議員)

今回のこの予算につきましては、構想日本を使ってやる事業についての予算がついていたわけで、そのやり方に関して、議会のほうではもう少し違うやり方があるんじゃないかということで、この予算の修正案が出たと思います。

その中で、行革審にとりあえず一度かけてみてはどうだと、やっていただいてはどうだということを提案してきたわけですが、市長には行革審が内部的なイメージがあるというような伝わり方を、こちらはしているのですが、もう一度これを確認させていただきたいのですが、行革審のメンバーと、どういったことを今までやっていらっしゃったのか、確認させてください。

#### No.73 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

横山行政経営部長。

#### No.74 ○行政経営部長(横山孝三君)

豊明市の今現在、第5次の行政改革推進委員会でございます。

メンバーは 11 名でやっていただいております、そのうち、市民からの公募が3名でござ

います。後は学識経験者とか諸団体の代表の方をお願いをしてやっていただいております。

その実績につきましては、先だってもお話をさせていただきましたけれども、今、第1次アクションプラン、第2次アクションプランということで、ここ数年、連続して行革をやってきておりますので、その面での成果というものはかなり上がっております。

以上でございます。

#### No.75 ○議長(平野敬祐議員)

ほかにございますか。

(進行の声あり)

#### No.76 ○議長(平野敬祐議員)

以上で質疑を終結し討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

伊藤 清議員。

#### No.77 ○17番(伊藤 清議員)

それでは、撤回の申し出に対しては承認に賛同することはできません。

中身はおきまして、まず、やはり地方自治法にかんがみて、議会制民主主義といった制度の中で、私は市長固有の、市長にしか認められていない提案権の乱用という解釈をせざるを得ません。

先ほども申し上げましたけれども、強大な権力を持つ予算編成・提案権を持つ市長に対し、二元代表制の一方である議会にあっては、提案権はないけれども修正権はある。このことによってお互いが牽制をしながら、健全な議会制民主主義を育てていこうという理念のもとに、この地方自治法が成り立っているわけでありまして、今回の委員会での修正案可決、この結果を受けて、その結果について承服しかねるという理由において、市長が提案権を行使して、提案権がある以上、撤回する権利もありますので、提案権、撤回権を行使するという事は、やはり付随的に生じる議会の地方自治法で認められた修正権を、これは剥奪することになりかねないと私は非常に危機感を持っておりますし、2期8年間、議員を務められた市長にあられては、そうしたことをよく理解をいただけなかったのかなと残念に思います。

非常に私は邪道であると思っておりますし、地方自治法の中で実際こうしたことは想定をされておられません。

議案の撤回ということに関して言うならば、一番わかりやすいのが、議案に間違いがあった、問題があった、ゆえに提案者が撤回をする。これについては、議会も瑕疵のある議案に対して議論をする余地は全くございませんので、すんなり賛成すべきものでありますが、

一方で最も多いのが、どうも議会の雰囲気や反対だぞというような雰囲気を当局が察知して、否決をされるぐらいならメンツの問題があると。それが、いいか悪いかは知りませんが、私の調べた限りにおきましては、現実には否決をされそうだから引っ込めようというのが、ほとんどであります。

今回のように、委員会で修正案が出て、それを採決をした、結果が出た、その結果について疑義があるということで撤回をされたという事例は、私は過去に経験がございませんし、調べた限りにおいてもそういった事例は一切ございません。

やはり市長のお気持ちはわからぬでもないんですが、であるならば、私たちは地方自治法、その下位にあります条例や規則に基づいて会議を運営している以上は、市長が委員会の結論に納得がいかないというのであれば、地方自治法第176条に規定をされた再議の権利を行使すべきであるというふうに思います。

さらに申し上げますならば、市長の予算編成・提案権は市長にある固有の権利だということは、何度も申しておりますけれども、地方自治法の第122条には、その予算に対して市長が説明をする義務が課せられているわけでありまして。

その説明が、構想日本しかないという当初の本会議場で上程されたときの説明から、今は構想日本以外にもあるというふうに変わられた。

それから、種々委員会でも議論がありましたけれども、日当なのか、報償費なのか、よくわからない。

さらには、最後まで委員会ではそこまで議論が至りませんでしたけれども、仕分け人の方の1日当たりの宿泊費が2万円という計算になっているようですけれども、非常に不可解な部分が多いということで、今回、市長の出された原案がやはり当局の調査不足である、もう少し議論をしたい、構想日本以外にもありました、予算を見直したい、そういう旨の申し出の上で撤回ということであるならば、これは当然、議会としても受け入れる話だと思いますけれども、今の市長の提案説明、さらには質疑などへの答弁をお聞きをしておりますと、やはり委員会の出した結論では事業仕分けができない、それには従えない、そういう理由で提案権の乱用といっても過言ではないと私は思っております。

結果として、議員の修正を否定されるような行為については、これは今後の議会運営、議会制民主主義のあり方を考えたときには、やはり今回認めることはできません。

ということで、以上の理由をもって、地方自治法の趣旨にかんがみて、私は今回の撤回の申し出に関しては賛成はできかねます。

#### No.78 ○議長(平野敬祐議員)

ほかにございませんか。

杉浦光男議員。

#### No.79 ○15番(杉浦光男議員)

私は撤回を認めることはできません。

その理由は、いろんな意見はありますけれども、まとめて言いますと、まとめるというか、もう簡単にいきます、エクスだけ。

やっぱり二元代表制のもとでは、市長の撤回ということになれば、これは議会の否定になりますね。自分の意図するところになかったら、全部撤回、撤回ということになれば、これはとんでもないことですから、原則としても撤回はできないと。

もう一つ、私は反対の意味でいうと、先ほど質疑のところで、委員会と本会議をどう考えるか、議決をどう考えているねと言ったのは、その委員会の流れを見て、その段階で、これはやっぱり通らぬぞと、本会議でも通らぬぞというような形でいくなれば、もう本会議も要らぬ。ありとあらゆることが、もう委員会のところで決定してってしまうよと。

それよりも、1日、2日でもあれば、委員会で否決されても、本会議でひっくり返すぐらいの行政の長としては、そういうプラス思考を私は持っていたきたい。

本当は通りませんよ。大体いうと、委員会で否決されれば本会議では通らないと思うけれども、そういうプラス思考を持っていたく。これは市長にエールを送っているんだよ。だから正面突破。正面から私は行くのがいいと思う。だから、撤回なんていうことは絶対だめと私は思う。

あと、撤回について責任をとるのは行政と、それぞれのポジション、分野において、議会と行政が責任をとる。あと判断は市民と。だから、ここでごちゃごちゃやっておりますけれども、最終的には市民が判断をするということになりますね。

だから、市長は自分のマニフェストに書いた、あるいは、こういうふうにやろうと思ったら、それでやっていただくと。いずれにしても、私はこの撤回に対しては反対。

以上であります。

#### No.80 ○議長(平野敬祐議員)

ほかにございませんか。

前山美恵子議員。

#### No.81 ○20番(前山美恵子議員)

私も、この撤回は認められないということで討論をさせていただきます。

私も総務委員会でしたので、この3日間、時間をかけて審査をさせていただきました。市長の当初の提案については尊重して、これは審査をしてきたつもりです。

ですから、事業仕分けについては、もともと目的であるこの事業仕分けの問題について、その趣旨については尊重をして、その手法について修正をさせていただいたわけです。

それが委員会でこれが採決をされた段階で、これが気に食わないからということで、まあ撤回をされるということではありますが、私たちが3日間かけてきたこの審査は、一体何だと

いうことになりかねないわけです。

こういう状況が他市でも見られるのかと、私も尋ねてみましたけれども、こんな状況というのは想定をされていないし、こんなことはあり得ないというお話でした。市長不信任に値するほどの問題であるということも言われました。

ですから、私たちもこれからこういうようなことが起きましたら、本当に真剣に審査することができなくなってしまいます。

ですから、今回のこの撤回については、私たちは断じて認めることができません。

#### No.82 ○議長(平野敬祐議員)

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

#### No.83 ○14番(山盛左千江議員)

市政改革の会を代表して討論いたします。

私たちも、この撤回することについては承認することができません。

理由は、ほかに討論をされた方とは若干違います。

まず、市長が言われるとおり、事業仕分けの本来のねらい、職員の説明能力アップだとか、外部の目によっていろいろ気づきが出てくるだろう。そうしたことが、全く外部委託を外されることで期待できない、その判断は私も正しいと思います。

それで、このまま修正案が通って97万円の予算を執行してしまえば、その97万円が有効に使われない可能性を懸念されたら、その結果だというふうに思いますので、市長の考えの事業仕分けのねらいを酌み取っていない修正案が可決されてしまうのであれば、いっそのこと仕切り直しをしたほうが良いという判断については理解をいたしますが、私たちはそもそも、原案の事業仕分けを何としてもやっていただきたい。

20事業であるので、項目は20以上になるかもしれませんが、構想日本、あるいはそれ以外の外部の人の力を使って、しっかり事業仕分けをして市民の力をつける、職員も説明能力を身につける、今後に生かす、そういったいいチャンスだったんですよ。

だから、何としても原案どおりの事業仕分けをやっていただきたい。豊明市が大きく変わるきっかけになるだろうと、すごく市民も期待していたと思いますし、議員の中にも期待していた人はたくさんいたと思います。

それが本来であり、原案を最後まで貫いていただきたかった、そんなふうに思っております。

ただ確かに、ほかの議員が言われますように、答弁、説明において若干のぶれがあったり、間違いがあったりしたところは否めません。

まだ部長、課長も、この4月にかわったばかりで、不慣れなんだろうというふうに思います

が、議会は真剣勝負、一回一回が命取りになりますので、そういったことのないように十分気をつけて、しっかりと傾向と対策を練って、力をつけて議会と対応していただきたい。そのある意味でのいい勉強に、一つなったんだらうというふうにとらえていただきたいと思います。

そんなことも含めて、この事業仕分けのねらい、やりたいことを実行するためには、原案のままであるべきだということで、この撤回には反対をいたします。

以上です。

#### No.84 ○議長(平野敬祐議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

#### No.85 ○議長(平野敬祐議員)

これにて、討論を終結し採決に入ります。

お諮りいたします。議案第 39 号 平成 23 年度豊明市一般会計補正予算(第2号)の撤回の件については、これを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立者なし)

#### No.86 ○議長(平野敬祐議員)

賛成者なしであります。よって、議案第 39 号 平成 23 年度豊明市一般会計補正予算(第2号)の撤回の件については、承認しないことに決しました。

以上で日程2を終わります。

ここで、会議の途中ではありますが、午後1時まで昼食のため休憩といたします。

午前11時53分休憩

午後1時再開

#### No.87 ○議長(平野敬祐議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

日程3、委員長報告・同質疑・討論・採決に入ります。

議案第 36 号から議案第 41 号までの6議案を一括議題といたします。

各常任委員会に付託しておりました議案について、お手元に配付をいたしましたとおり、各委員会から報告書が提出されておりますので、その審査結果について、それぞれ各委員長より報告を願います。

初めに一色美智子総務委員長、登壇にて報告を願います。



## No.88 ○総務委員長(一色美智子議員)

議長のご指名がありましたので、総務委員会に付託されました案件についての審査内容と結果についてご報告いたします。

本委員会につきましては、6月20日、23日、27日の3日間にわたり、全委員及び市長以下関係職員の出席のもと委員会を開催し、議案第37号及び議案第38号は原案のとおり可決すべきものと決し、議案第39号につきましては修正案が可決されましたので、ご報告いたします。

以下、議案に従って審査結果を申し上げます。

初めに、議案第37号 豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の特例を定める条例の制定についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁は、市政改革の不退転の決意を示すため、市長が決断されたものです。

義援金は、赤十字でも寄附行為に当たり、公職選挙法に抵触します。受け取り拒否も問題になります。当初は、給与と退職金の減額を考えたが、退職金はできないとのことであったので、給与を半額にすることにしました。

市長より給与の高い職員は、経験年数の多い係長以上で104人が該当します。

退職金は、退職手当組合に入っている他市に影響するので、できません。

職員の削減分は、人数減で考えていますなどの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

主な討論の内容は、反対の立場で討論する。公職である市長が給与を下げる場合は、特別職報酬審議会にかけてほしかった。東郷町はかけたが認められなかった。かけたという努力はした。本市はかける努力をしなかった。

民間企業であっても、社会的責任において行うことはある。本当は反対と言いたいが、改革の政治的心情を酌んで賛成とする。

条例改正で報酬を下げるしかない。退職金と4年間のトータルで割れば、だれよりも高いし、報酬以上の仕事をしていただくということで賛成する。

討論を終結し採決の結果、議案第37号は賛成多数により可決すべきものと決しました。

続いて、議案第38号 豊明市税条例の一部改正についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁は、固定資産税9件、軽自動車税7件、法人市民税5件、市民税特別徴収8社、普通徴収6人が該当します。

市のホームページで掲載しているが、被災された方へは直接リーフレットを送付し案内しています。

住宅ローン控除の対象者は、ほとんどいないと考えていますなどの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第 38 号は全会一致により可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 39 号 平成 23 年度豊明市一般会計補正予算(第 2 号)のうち、本委員会所管部分についてを議題といたしました。

本議題につきましては、先に述べましたように3日間にわたり慎重に審査されていますが、質疑及び答弁が重複する部分もありましたので、ここでは簡潔にご報告することといたします。ご了承いただきますようお願いをいたします。

それでは、質疑に対する主な答弁をご報告いたします。

行政評価と事業仕分けは同じ意味を持っています。行政評価は内部で決めています、事業仕分けは市民にゆだねる新たな手法です。

市民の判定人は、総合計画の市民意識調査にあわせて、市民 18 歳以上 2,000 人の中から 60 人を選びます。スケジュールは、7月初旬に 20 項目を絞り込み中旬までに確定します。その後、各課でシートの作成や点検を行い、10 月に模擬仕分けを行って、10 月下旬が本番の予定です。

海東氏という友人から紹介されて、初めて構想日本を知りました。

3,000 万円から 4,000 万円の想定は、仕分けにかかる費用の 10 倍はなければいけないとの思いです。

市民の方々にも事前に分厚い資料を渡して、興味、関心がわく相乗効果があるというメリットがあります。

事業は各課から出されてから精査するが、生ごみの堆肥化とかが例として出るが、今後、その絞り込みをしていきます。

市役所本館3階の会議室で行い、傍聴者 100 人程度、仕分け人、市民、担当者などを合わせると 150 から 160 人ほどになり、録画、録音、後での資料として音響もプロに頼んだ方がいいと判断しました。

予算をスリム化させた他市の職員もいるので、そういった中で意見を聞きたいと思いません。

削減以外に、行政と仕分け人とのやりとりを聞くことで効果があり、職員は公開の場でのプレゼンテーションの能力、力量がアップすると考えています。

事業仕分けの一番の目的は、削減ありきではなく、市民参加や職員のレベルアップです。

構想日本以外に、滋賀大学が官学連携により参加したと聞いていますが、業としてやっているのは構想日本だけだと思われます。

公募による市民の判定人が判定するので、客観的な判断がされるものと思います。

地方自治法施行令にある競争入札に適しないものということで、随意契約ができると認識しています。

構想日本は、選挙前の勉強会をやるときに知った。最終的にレベルの高いところということで、口利きは一切ありませんなどの答弁がありました。

ここで、昨日6月27日の委員会で委員より修正案が提出されましたが、事務局において昨日の会議録の調製が間に合っておりませんので、ここでの発言は私の記憶による内容になりかねませんので、修正案に対する結果のみをご報告させていただきます。

修正案に対する質疑・討論を終結し、初めに議案第39号に対する修正案を採決した結果、賛成多数により可決すべきものと決しました。

続いて、議案第39号の本委員会所管部分のうち、修正議決した部分を除くそのほかの部分について、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会で可決された修正案は審査報告書に添付してありますので、ご参照願います。

以上で総務委員会に付託されました案件についての審査内容と結果についての報告を終わります。

#### No.89 ○議長(平野敬祐議員)

ご苦労さまでした。

続いて杉浦光男福祉文教委員長、登壇にて報告を願います。

#### No.90 ○福祉文教委員長(杉浦光男議員)

議長よりご指名がありましたので、福祉文教委員会に付託されました案件についての審査内容と結果をご報告申し上げます。

去る平成23年6月21日午前10時より、全委員及び市長以下関係職員の出席のもと、委員会を開催いたしました。

慎重に審査されていますが、ここでは簡潔にご報告することといたします。

議案第39号 平成23年度豊明市一般会計補正予算(第2号)のうち、本委員会所管部分についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁は、豊明小学校と豊明中学校に決定した理由は、年度当初から1名必要の要望があり、優先的に配置しました。筋ジストロフィーや発達障がいの児童生徒もおりますので、もう少し配置してほしいという希望が出ております。

学校教育事務業務については、東日本大震災の被災者に限定しているが、ハローワークにお願いして求人をしていきます。基本的には被災者で探していき、また、ホームページにも掲載いたします。

理科支援員等配置事業委託料のうち、人件費は愛知教育大学の大学生、院生で、1時間単価は1,000円です。60万円のうち、54万円が謝金でありますなどの答弁がありまし

た。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第 39 号のうち本委員会所管部分については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で福祉文教委員会に付託されました案件の審査内容と結果についての報告を終わります。

#### No.91 ○議長(平野敬祐議員)

ご苦労さまでした。

続いて近藤郁子建設消防委員長、登壇にて報告を願います。

#### No.92 ○建設消防委員長(近藤郁子議員)

議長のご指名により、建設消防委員会に付託されました案件について、審査の内容と結果についてご報告申し上げます。

去る平成 23 年 6 月 22 日午前 10 時より、全建設消防委員と市長並びに関係職員の出席のもと委員会を開催し、全案件を原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ご報告申し上げます。

以下、議案に従って審査経過を申し上げます。

最初に、議案第 36 号 市道の路線認定についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁は、二村山からのウオーキングコースの周辺からの草刈りは、豊明市で管理する。

市道の管理は、草刈りや傷んだところを随時、補修していくとの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

討論はなく、採決に入りました。

採決の結果、議案第 36 号 市道の路線認定については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 39 号 平成 23 年度豊明市一般会計補正予算(第2号)のうち、本委員会所管部分についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁は、緊急雇用創出事業費補助金は、5月の追加募集に対し、学校教育課より要望があり、採択されたものですなどの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

討論はなく、採決に入りました。

採決の結果、議案第 39 号 平成 23 年度豊明市一般会計補正予算(第2号)のうち、本委員会所管部分については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 40 号 平成 23 年度豊明市下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)についてを議題といたしました。

既に、本会議場で理事者より説明があり、委員会での説明は省略し、直ちに質疑に入りました。

質疑はなく、討論に入りました。

討論はなく、採決に入りました。

採決の結果、議案第 40 号 平成 23 年度豊明市下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 41 号 財産の買入れについて(高規格救急自動車)を議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁は、積算においてトヨタと日産の両社から参考見積もりを取りました。

追加上程の理由は、東日本大震災の影響で、施設整備事業の申請ができるか否か、決定しなかったためです。

無線の載せかえをしたが、安価な理由は企業努力と思います。

買いかえ時期については、尾張旭市、小牧市などが 10 年、名古屋市は走行 20 万キロ以上か、6 年で実施しています。

処分方法は、日本消防協会を通して発展途上国に寄贈する予定ですなどの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

12 年間使用できたのは、平素よりの整備のたまもの。蘇生術の向上を図り、市民の安心、信頼のために高規格救急自動車を活用して頑張ってもらいたいと賛成討論がありました。

討論を終結し採決に入り、採決の結果、議案第 41 号 財産の買入れについて(高規格救急自動車)は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で建設消防委員会に付託されました案件の審査の内容と結果についての報告を終わります。

#### No.93 ○議長(平野敬祐議員)

ご苦労さまでした。

以上で委員長報告を終わります。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

**No.94 ○議長(平野敬祐議員)**

以上で委員長報告に対する質疑を終結し、討論・採決に入ります。

初めに、議案第 36 号については討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 36 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**No.95 ○議長(平野敬祐議員)**

ご異議なしと認めます。よって、議案第 36 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 37 号については討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

初めに、前山美恵子議員。

**No.96 ○20番(前山美恵子議員)**

議案第 37 号 豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の特例を定める条例制定について、反対の討論をいたします。

この条例案は、石川市長が自分だけの給与を引き下げるというものであります。

そこには、豊明市長の給与の額は幾らが妥当なのかという観点は全く含まれていません。

これまでの審議で、市長にふさわしい給与の額はどれほどかということで、50%引き下げについて報酬審議会に諮っていないことが明らかになりました。

しかし、豊明市特別職報酬審議会条例第2条で、市長は議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額に関する条例を議会に提出をしようとするときは、あらかじめ当該議員報酬等の額について、審議会の意見を聞くものとするであります。

このように規定されているにもかかわらず、自分の給与だから特例という手段を使って、自由に引き下げるということになれば、特例で何でもできてしまうことにつながります。

市長であるからこそ、きちっと市民の規範となるように、規定に沿って報酬審議会に諮っていただきたいと思います。

以上のことから、条例違反の行為を認めるわけにはまいりません。

以上です。

**No.97 ○議長(平野敬祐議員)**

続いて、月岡修一議員。

**No.98 ○18番(月岡修一議員)**

議案第 37 号 豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の特例を定める条例の制定について、賛成の立場で討論を申し上げますが、私は個人的には本当に今、前山議員のように反対と申し上げたい心境であります。

今定例会において、市長の提案である 800 万円、この 800 万円の根拠を問われたときに、石川市長は名古屋市長が 800 万円のできるなら私にもできるだろうと、このような答弁をされたと記憶しております。

私は、この答弁の中に市長としての政治哲学が含まれているのかなと、そして、このマニフェストを書いたときの心境はどうだったのかなと、本当にご自分の意思で書かれたのか、豊明市民のために減給してでも、命をかけて、この市を守り導いていくという決意があったのか。やはり、これは他人が書いたものだったのかと、非常に残念な気持ちであります。

しかし、こういう条例が出て、反対か、賛成かという立場になれば、これはやはり賛成ということをお願いするを得ません。

したがって、ここで報酬は半額にするけれども、市長の行動も半額だと、そのようになりませんように、どうぞ市長の職務は一生懸命、100%精励していただきますことをお願い申し上げます、賛成討論とさせていただきます。

**No.99 ○議長(平野敬祐議員)**

続いて、近藤郁子議員。

**No.100 ○3番(近藤郁子議員)**

議案第 37 号 豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の特例を定める条例の制定について、清新会を代表し賛成の立場で討論をいたします。

この条例は、市長の給与の半減を定めるもので、半減についての根拠はありません。豊明市では労働に対しての対価として適しているか、否かについて審議する特別職報酬審議会があり、そこでは社会情勢の動向を含め、職責により報酬額が決定されていることをかんがみると、審議会で審議されることが必要であったと考えますが、みずからのマニフェストを実行するためであり、石川市長の誕生を支える民意であったとするなら、反対するには及ばず、賛成といたします。

**No.101 ○議長(平野敬祐議員)**

続いて、早川直彦議員。

**No.102 ○5番(早川直彦議員)**

議案第 37 号 豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の特例を定める条例の制定について、市政改革の会を代表して賛成の立場で討論させていただきます。

市長のマニフェストの一つでもある市長給与の半減により、4年間の任期中に約 3,000 万円の給与の削減が可能であります。

市長は、この市長給与の半減を考える過程で、市長給与と退職金の両方を含めて削減を考えておりました。しかし、退職金を変更することはできないことがわかり、市長給与半減をマニフェストに上げました。

市長の年収約 800 万円よりも、年収の高い職員が 104 名いるとのことですが、市長は退職金に関しては削減をすることはなく、4年間で約 2,000 万円の退職金を受け取ります。

1年で 500 万円、給与と別に所得があると思えば、年収と退職金を合わせて年間所得が約 1,300 万円あるといえます。決して市民の皆様から見れば、安い報酬ではありません。市長給与半減は市政改革に取り組んでいくための最初の一步です。

今後、市長がマニフェストに上げた公約が確実に実行できることを願いつつ、賛成の討論といたします。

#### No.103 ○議長(平野敬祐議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第 37 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

#### No.104 ○議長(平野敬祐議員)

賛成多数であります。よって、議案第 37 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 38 号については討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 38 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

#### No.105 ○議長(平野敬祐議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 38 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 39 号について討論に入りますが、本案に対する総務委員長の報告は修正でありますので、原案及び委員会の修正案について一括して行います。

それでは、討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

初めに、山盛左千江議員。

#### No.106 ○14番(山盛左千江議員)



それでは、議案第 39 号 平成 23 年度豊明市一般会計補正予算(第2号)について、原案に賛成、修正案に反対の立場で討論をいたします。

今回の補正予算は事業仕分けだけではなく、ほかにも当然ありますけれども、メインになっておりましたのが事業仕分けでありますので、その点について絞って討論をさせていただきます。

事業仕分けにつきましては、もう長い時間をかけて皆さんで意見を交わされましたので、その意義については今さら申し上げるまでもありませんが、外部評価、外部の人の視点でもって事業の再確認をし、新たな視点でもって事業を見直していく説明責任を果たす、その職員の能力をアップさせるさまざまなプラスの要因があるというふうに理解し、事業仕分けについてはぜひやってほしいという、そういう立場でありました。

原案についてのメリットについては、これも何度も申し上げておりますが、外部に委託をするということ。それから、市民判定人が参加をし、約 60 人ですか、その方たちが事業仕分け人の仕分けを見て、最終的な決断を下せるという市民参加の大きな一歩になるというふうにも考えています。

さらに、その様子をきちっと音響、あるいは画面をもちまして、傍聴者がたくさん入る予定、総勢で 150~160 人というふうに答弁がありましたので、その人たちと情報を共有しながら、仕分けの状況をつぶさに見ながら生かしていく、そういった原案の予算でありました。これは何としても実現し、大きな一歩としていただきたいところでありました。

それに対して修正案のほうですけれども、デメリットとしましては、内部の人による仕分けだというふうに限定された点にあります。

ただ、質疑、あるいは今までの発言の中で、西尾市の例が本日、急に出てまいりました。西尾市は外部委託をしているわけですが、滋賀大学の人々が3名、それから行革の委員が2名ということでありまして、5名の仕分け人の3名が外部であると、そういったことを例に挙げられるということは、外部の人にやっていただいたほうがいいという考えを、お持ちのようにも受けられる発言がありました。

構想日本がだめなのか、外部がだめなのか、答弁や討論にぶれがありまして、実に理解しがたい部分がありました。

それから、委員会のさまざまな質疑の中で、修正案については事業評価と事業仕分けの違いはありますかと聞いたら、やってみなければわからないというふうに言われました。

それから、模擬議会はやらない。事業仕分け用のさまざまな事業シートは同じようにやっていただく。外部委託をしないので、それは指導する人がいませんから、アドバイザーもいませんが、職員に能力がないと決めつけてはいかぬと、やれるんだというような説明があったように、私のメモには書いてございます。

私のあくまでもメモですので、一字一句正確ではありませんので、そのことだけはここで前もって申し上げておきますけれども、提案者の発言の中に、やってみなければわからぬとか、提案のねらいが実にあいまいでありまして、本当に外部の人たちを抜いて、事業仕

分けそのものが成立するののかも、非常に不安を感じた次第であります。

事業仕分けは外部の目、第三者が行ってこそ効果があるというふうに理解しております。世の中に至っては、第三者評価だとか外部監査だとか、裁判においても今、市民が参画するという裁判員制度も導入されていく時代にあって、内部でやれ、内部でやれということ自体に、私はとても理解ができません。

そういう点において、この修正案は効果が見込めない。97万円でありましても、それがよもや捨て金にはなってはならないというふうに感じておりますので、原案のとおり、しっかりプロの目を使って、ノウハウをしっかりと学び職員に力をつけていただき、事業の取捨選択、それから目的、そういったことを見る目を養っていただきたいというふうに強く要望をしているところであります。

もう一つ、実は、修正案のほうは事業仕分けに行革推進委員会の人をとというご提案だったものですから、行革の委員さんに、大勢ではありませんが、確認をさせていただきました。今、こういう動きになっていますが、事業仕分けを委員の中で、委員会の中でやっていただくことはどうでしょうかと、まあお問い合わせしたところ、やめたほうがいいと、その方はおっしゃいました。

やはり行革の委員の立場、今まで委員としてかかわっていらっしゃったその人の感覚ですけれども、内部では効果は上がらない。例えば構想日本ですよ、のような、そういう鋭い視点で事業を見ていくような能力は、少なくとも私にはありませんと、はっきり言われましたので、今後、受けざるを得ないそのメンバーの一人が、そういう印象をお持ちなのに、修正案でやれるとは、とても私は申し上げられません。

以上の理由から原案賛成、修正案反対という立場で討論を終わります。

#### No.107 ○議長(平野敬祐議員)

続いて、川上 裕議員。

#### No.108 ○1番(川上 裕議員)

議案第39号の歳出2款 総務費、8目 企画費について、清新会を代表して賛成の立場にて討論をさせていただきます。

高浜市の事業仕分けを傍聴させていただきましたが、私は以前の会社で品質管理のデミング賞というものも受賞いたしました。また、ISOの14001という診断も受けまして、外部の診断というものに対する重要性とか大変さというものは、十分わかっているつもりでございます。

今回、外部による仕分けとか、内部による仕分けはともかくとして、その経緯の中でうかがえたのは、新人議員として甚だ失礼ですけれども、最初のスタートでちょっとつまづいているような感覚を受けております。

この何回かの委員会の中で、いろんな質疑をお聞きしておりますが、やはり何せ、準備

不足の一言ではないでしょうか。

民間では、ワンマン経営社長もありますけれども、会社の社長がトップを切って、すっ飛ばしていくという事はあり得るわけですが、こういった官庁のところでは、なおさら最初のスタートで市長と経営層がもっと親密に意思疎通を図っていないと、外部診断にしようが、内部診断にしようが、やはりそこら辺が一番貴重なところになるんじゃないかなと思っております。

そんなところで、まず第一に市長の方針、それからそれを展開する組織、部署、そしてそれを団結して進めていく一般職員の方々が一致団結していかなければ、だめじゃないかと思えます。

その結果、成果が上がり、職員のレベルも上がり、これからの体質をよくしていくということが、でき上がっていくことですので、どこかのタイミングで外部診断というのはあり得るかもしれませんが、ぜひ事業仕分けというのは進めていただきたいということで、修正案に賛成とさせていただきます。

討論を終わります。

#### No.109 ○議長(平野敬祐議員)

続いて、前山美恵子議員。

#### No.110 ○20番(前山美恵子議員)

議案第39号 一般会計補正予算(第2号)について、原案に反対、修正案に賛成の討論をいたします。

2款の事業仕分けの補正予算について申し上げますが、市長のマニフェストに示されておりますが、内容は不透明であり、賛成するわけにはまいりません。

市長は記者発表で対象とする20事業を選定して、年間3,000万円から4,000万円程度の経費削減を想定とのことでありますが、では、どうしてこの削減額になるのか、また対象となる事業は何か、これが見えてまいりません。

また、市長が就任されてから議案提案までに約1カ月であります。この1カ月間に市長は事業の内容を把握し、それを根拠に提案がされたのでしょうか。

そうであるなら、市長みずから市民に向かって、何々の事業はこういう問題があって縮小するんだと、構想日本を間に入れなくて、市民に真摯に向き合って訴えていただきたいものです。そして、市長みずからがその責任をとっていただきたいと考えます。

事業仕分けといえば、公開型の事務事業外部評価ということになります。外部団体の構想日本のスタッフが仕分けをして、市民判定人が仕分け人の説明などによって、短時間で白黒をつける手法であります。もともと住民に必要があってつくられてきた公共事業ですが、これが仕分け人の選定基準や評価基準、事業説明のあり方で左右されてしまい、粗っぽく裁かれるのではないかと心配するところでもあります。

ところで、本市のさまざまな事業について熟知しているのは市職員であり、この間、行政改革に携わってきた職員外部である行政改革推進委員のほうが、構想日本から派遣されたスタッフより、はるかに豊明市の事情がわかっているはずであります。そのために修正を出しました。

事業仕分けについては否定をするものではありません。そのため、その予算は残しました。外部の目を入れる点で、行政改革推進委員の方に今まで培った力を発揮していただくように、これも予算化をさせていただいたわけであり、修正案を議員各位が認めていただきたいと思います。

私たちは3日間、長い時間をかけて審査をしまいいりました。これは私からの結論であります。

以上により、原案に反対し、修正案に賛成をするものであります。

以上です。

#### No.111 ○議長(平野敬祐議員)

続いて、安井 明議員。

#### No.112 ○16番(安井 明議員)

それでは、議案第 39 号 豊明市一般会計補正予算(第2号)について、市政会を代表し修正案に賛成の立場で討論をいたします。

我々市政会は、事業仕分けについて決して反対するものではないことを、まず冒頭に申し上げておきます。

石川市長の選挙公約について、6月議会に議案上程ができる唯一の公約は、市長給与半減と事業仕分けだけであったものと理解をしております。

しかし、豊明市民の多くは、外部業務委託による事業仕分けだけを望んでいるものでは、決してありません。過去3年間の行政改革による実績を見ても、約 15 億円の削減をしております。

つまり事業仕分けとは、民主党政権が行った事業仕分けが国民受けしたことにより、各自治体においてそれにあやかり、今までの行政改革に対して事業仕分けと名前を変えただけのものであることは、言うまでもありません。

豊明市議会においても今までも多くの議員が、当局に対し提案、提言を申し上げてまいりました。私も議会選出の監査委員に任命されたときには多くの問題点を指摘し、提案、提言をさせていただきましたが、果たして当局は素直に今までの行政のあり方について見直しをされたでしょうか。

見直されていれば、豊明市の行政改革については、もっと早い時期に計画を実行されていたものと考えております。このことについて、行政としてまず反省をしていただきたいものと考えております。

新聞発表された石川市長の記者会見の発言で、20 事業を選択し、その中から約 3,000 万円から 4,000 万円を事業仕分けにより捻出するとの報道については、削減ありきの発言であり、市民にとってとても不安なことであったことは言うまでもありません。

事業仕分けにより削減できた、また削減できなかったについては、あくまでも結果であり、削減することだけが事業仕分けの目的ではなく、削減する事業がなかった場合においても、事業仕分けの成果は十分果たせたものと理解するものであることは、言うまでもありません。

今回、委託業務先として契約をしようとしている構想日本は、発足当時は交通費、宿泊費等の実費だけを請求する非営利団体であるとのことが、インターネット上でも紹介されておりますが、最近に至っては、今回のように法外な費用を請求する営利団体に変貌したことについて、まことに残念でしかありません。

また、構想日本については、石川市長の友人による紹介であり、石川市長のあっせんによる委託業務契約の締結であることは明かであり、市民にとって理解されるものでは、決してありません。

今回の修正案について、市政会としては石川市長を筆頭に行政、議会、市民、そして、外部組織である行政改革審議会が一致団結し議論を重ねることにより、豊明市民に対して十分理解をしていただける事業仕分けができるものと確信をしております。

財政難のときでもあり、外部による事業仕分けだけが事業仕分けではないことを強く申し上げ、修正案に賛成の討論といたします。

#### No.113 ○議長(平野敬祐議員)

これにて、討論を終結いたします。

これより、議案第 39 号の採決に入ります。

なお、採決の方法は、委員会の修正案、原案の順に起立により採決を行います。

初めに、委員会の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

#### No.114 ○議長(平野敬祐議員)

賛成多数であります。よって、委員会の修正案は可決されました。

続いて、ただいま修正議決した部分を除く原案について、起立により採決をいたします。

修正部分を除く、その他の部分を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

#### No.115 ○議長(平野敬祐議員)

起立全員であります。よって、修正議決した部分を除く、その他の部分については、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 40 号については討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 40 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

#### No.116 ○議長(平野敬祐議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 40 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 41 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 41 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

#### No.117 ○議長(平野敬祐議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 41 号は委員長報告のとおり可決されました。

以上で日程3を終わります。

日程4、委員長報告・同質疑・討論・採決に入ります。

議員提出議案第2号を議題といたします。

議会運営委員会に付託しておりました議員提出議案第2号について、お手元に配付をいたしましたとおり、委員会から報告書が提出されておりますので、その審査結果について委員長より報告を願います。

三浦桂司議会運営委員長、登壇にて報告願います。

#### No.118 ○議会運営委員長(三浦桂司議員)

議長のご指名を受けましたので、議会運営委員会に付託されました案件の審査内容と結果についてご報告いたします。

去る6月 21 日午後1時 30 分より、議会運営委員全員の出席のもと委員会を開催し、付託されました議員提出議案第2号 豊明市議会基本条例の制定についてを、原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ご報告申し上げます。

以下、質疑に対する主な答弁としては、以前から必要性を言われてきた。

選挙のときには、各候補者が市民に問いかけをしてきた結果、会派でまとめて提案したものである。

議員定数削減、選挙公営費削減などの提案時に見られるように、6万 8,000 人のすべて

の市民の声を反映しなかった。すべての市民の声を反映することは困難である。信念に基づいて政策を一致する集団が議論を重ねてつくったものである。

議会報告会、反問権などが盛り込まれていて、議員が勉強を続けなければ耐えられない内容である。この条例は、議員にとって大変厳しいものである。

条例案において10市程度を参考にしたが、すべてを生かしたわけではない。他市の批判につながるおそれがあるので、どこの市を参考にしたかは控えたい。

ネット中継は、市長のマニフェストにもある。最低限の費用を折衝していきたい。

議会報告会は実施要綱で定めるものとし、議員みずから実施するものであるので、費用はないものとする。

通年議会は、基本的には3、6、9、12月議会と変わらない。

通年議会のとらえ方としては、定例会の間が休会日になるだけである。また、緊急時の対応がスムーズにいき、専決処分がなくなる。

会期は議会の決定であるが、議会運営委員会に諮ることとなる。会期の最後の日に、委員長報告・同質疑・討論・採決に入り、継続審査の申し出という手続がなくなり、最後の日以降も審査ができる。

好き勝手に2～3カ月も議会を開くということは想定していないし、毎日、議会を開催するものではない。

努めなければならないとの違いは、やらないという前提ではない。やるために常識の範囲内で考えている。

市民等の等は、住民票のある人と、通勤、通学を含めている。

報告等は、議論したことを報告するだけでなく、市民からいろいろな意見を聞くことを意味する。

実施の要綱については議会運営委員会で決定する。たたき台は、会派、個人間で考えて、24年4月1日から施行したい等の答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

主な討論としては、条例の制定において市民不在である。選挙で改革を述べても、市民の賛同とイコールではない。条例のつくり方、内容に納得できないので、反対する。

今回の提案は、今後の議会活動を提案するもので、方向性は理解できるが、条例のつくり方に市民が参画していないこと、全員で協議する場がないことから、反対する。

年月をかけて市民の意見を聞き、こういう形で取りまとめた。性善説に基づきいろいろなことを考えていきたいと思うので、賛成する。

議会改革は議員改革と思う。市民の理解を得られるものを目指していく。この条例は、議員にとって厳しいものであるが、やっていくことが大事である。この条例は、議員の資質向上につながるものであるので、賛成する。

賛成の立場で討論をする。今後は、細かいところや、やり方などに議論が必要であり、来年4月1日に向けて、よりよいものをつくり上げていきたいとの討論がありました。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、議員提出議案第2号 豊明市議会基本条例の制定については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で議会運営委員会に付託されました案件の審査内容と結果についての報告を終わります。

#### No.119 ○議長(平野敬祐議員)

ご苦労さまでした。

以上で委員長報告を終わります。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

近藤恵子議員。

#### No.120 ○13番(近藤恵子議員)

今のネット中継のところの説明で少し確認をとりたいたいんですけども、インターネットの放映に必要な財源について、最小限、または最低限という報告であったと思うんですが、委員会のときには、はっきり数十万円という数字を聞いた覚えがありますけれども、再度、報告をお願いいたします。

#### No.121 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

三浦桂司議会運営委員長。

#### No.122 ○議会運営委員長(三浦桂司議員)

報告ですので、内容についてはちょっと質疑はお答えできません。よくご理解願いたいと思います。

#### No.123 ○議長(平野敬祐議員)

ほかに質疑のある方は挙手を願います。

近藤恵子議員。

#### No.124 ○13番(近藤恵子議員)

委員会においては、金額は確かに答弁されたと思うので、その点について報告の漏れがあると思いますので、もう一度報告をお願いいたします。



No.125 ○議長(平野敬祐議員)

ただいまの委員長報告についての質疑をお願いしたいと思います。

ただいまの委員長報告についての質疑ということですので、近藤恵子議員、もう一度お願いできますか。

よろしいですか。

(本人は2回やったと言っているの、いいじゃないかの声あり)

No.126 ○議長(平野敬祐議員)

まだ、答弁は求めておりませんので。

よろしいですか。

ほかに質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.127 ○議長(平野敬祐議員)

以上で委員長報告に対する質疑を終結し、討論・採決に入ります。

議員提出議案第2号については討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

初めに、藤江真理子議員。

No.128 ○4番(藤江真理子議員)

議員提出議案第2号 豊明市議会基本条例の制定について、市政改革の会を代表して次の2つの理由から反対討論をいたします。

まず1つ目に、この条例の策定のあり方についてです。

議会基本条例は、議会を運営していくときのルール、いわば議会の根底をなす重要なものです。多くの市民の声を聞き、議員全員が議会のあり方について、自由に批判、反論、納得、説得しながら、議会としての一つの意思をつくり上げていくプロセスが、何より大切だと考えます。

そのプロセスを経た上で、最終的に一つの意思に確定される場、つまり民主主義の舞台であることが、議会の重要な役割だと思っています。

私は、この条例案の出され方が余りに唐突であったこと、つくられる過程で市民参画がなかったこと、そして、どんな理由があるにせよ、議員全員での自由闊達な討議もないまま、議案上程されたことに納得できませんでした。

先進地と言われるほかの多くの自治体では、この条例策定においては、きちんとした法定委員会で長い期間、何十回と審議し、パブリックコメントや市民説明会も開きながら原案をつくっており、それがスタンダードになっています。

ここにいる 20 人の全議員は、それぞれに役割があつて選ばれて議員になりました。それぞれの議員を支持する市民の皆さんの思想や信条はそれぞれに違い、多様性があるからこそ、その代弁者である議員全員がそろつての協議の場が必要です。

いろいろな考えを持つ議員が集まり、民主主義の舞台となる議会であるはずなのに、一部の会派や議員を除くというやり方は許されることではなく、これでは有権者や子どもたちにも納得できる説明ができません。

2つ目の理由は、条例の内容についてです。

市民の皆さんが最初に目にする条例の前文に、市民参加や市民に開かれた議会であるべきではないかという文言がないこと。また、条例の中に市民と議会の関係という項目も入っていません。

つまり、市民の議会への直接参加、意見交換という表現もありません。本当に市民のための条例といえるのか、疑問が残ります。

第5条の通年議会や第13条の議会報告会の条文には、文末にそれぞれ別に定めると書いてあります。ほかの議会の条例と比較しても、全体的に表現があいまいで、具体性も乏しいように思います。

この条例全体にいえることですが、大枠だけを先につくり、後から細かい規則、細則を決めるとしても、議会は規則をつくれないうち組みになっているため、法的拘束力のある条例の中できちんとうたっておくべきです。だからこそ、事前に議員全員での議論が必要です。

議員が提案する条例は議員にとって都合のいいものを盛り込んだ。だから、一般には公開しないでつくるんだと市民から思われかねない、勘ぐられてしまうのが、今の実情です。

行政への市民参加は進んできていますが、議会への市民参加はまだまだです。二元代表制ならば、議会への市民参加がもっと必要なのは言うまでもありません。

議会改革を公約にしてきた私たちは、議員が政策立案や提言を積極的に行っていくという姿勢には賛同し望むところですが、最初に述べました議会の根本のルールであるこの条例の重みを考えると、市民参画なくしてつくられた条例では、施行後、アクセサリー条例にならないか心配でなりません。

そもそも、市民が望む議員像、議会像とは何でしょう。通年議会などは今後、立候補しようとする人たちにもかかわってくることですから、議員全員で協議する場や、市民の意見をすくい上げる場と時間が必要ではないでしょうか。

条例の施行が平成24年4月1日となっています。細かい部分を詰めてから、議案上程してもよかったのではないのでしょうか。

広く市民の声をきちんと受けとめることを約束して議員になった私は、今後の議会活動に大きな影響を与える重要な条例であるがゆえに、議員と市民が一緒に考え、つくり上げていく作業こそ、市民の皆さんと議会との関係も築き上げていく作業だと思うのです。そうして初めて、条例の中身が生きてくるように思います。

策定のあり方と条例の内容について、以上、2つの理由を述べさせていただきました。豊明の議会基本条例が全国に誇れるような条例になり、他市町から視察の対象になるような中身の濃い条例になることを期待しまして、私の反対討論を終わります。

(議長の声あり)

No.129 ○議長(平野敬祐議員)

伊藤 清議員。

No.130 ○17番(伊藤 清議員)

ただいまの藤江議員の反対討論の理由の中に、議案の策定の過程において市民参画がない、全議員の討議がないと。ゆえに反対という趣旨の発言がございましたけれども、地方自治法上、議案の策定過程における市民からの意見聴取、いわゆる公聴会的なものというのは制度としてないんですよ。法的根拠がない、地方自治法に定めがないものを求められて、ないがゆえに反対という理屈は、提出者及び賛成者の手続に法的な瑕疵があったかのような錯誤を与えるおそれがあります。

法的根拠がない要件を、さらに、そういった形で付すということは、地方自治法の第112条に規定されます議員の提案権、議案の提案権、これに対して以上の要件を付すということであって、これは法の範囲を超えた制限を加えて議員の議案提案権、この権利の侵害になりかねないという重大な発言であります。

もとより、本議案につきましては条例でありますので、団体意思決定ということではありますが、その中身を見てみれば、市民に何ら責務や義務を負わせるものではなく、一方で議員にとっては大変な労力を伴う、言ってみれば機関意思決定的な要素が多分にあるということもございます。

地方自治法の第109条第5項及び第109条の2第5項には公聴会の規定があります。常任委員会及び議会運営委員会が公聴会を開いて、市民の多くの意見を聞くことができるという規定はございますけれども、これは対象となるのが予算、その他重要な議案ということでありまして、議案について市民の意見を聞くことができるという規定はございますけれども、議案の作成過程において市民の意見聴取ということについては、地方自治法上の根拠が全くございません。

ただいまの発言につきましては、その取り扱いについて、直ちに議会運営委員会を開催し、取り消し、訂正等を求めたいと思いますので、お取り計らいを願います。

No.131 ○議長(平野敬祐議員)

議事の都合上、暫時、休憩といたします。

午後2時3分休憩

午後2時30分再開

**No.132 ○議長(平野敬祐議員)**

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

三浦桂司議会運営委員長。

**No.133 ○議会運営委員長(三浦桂司議員)**

休憩前の藤江議員の発言について、議会運営委員会で協議をした結果、その取り扱いについては議長に一任いたします。

以上でございます。

**No.134 ○議長(平野敬祐議員)**

後日、会議録を精査いたします。

続いて、討論の続きであります。

月岡修一議員。

**No.135 ○18番(月岡修一議員)**

議員提出議案第2号 豊明市議会基本条例の制定について、賛成の立場で討論を申し上げます。

この議会基本条例につきましては、市政クラブの時代から3年以上の時間をかけて行政視察を繰り返し、勉強しながら基本条例の制定に向けて努力をしてまいりました。

そういった過程があって、まさか今回、藤江議員からあのような辛らつな批判を浴びるとは、思いもよりませんでした。

と申しますのは、藤江議員と早川議員にはどうぞ、この基本条例についていろいろと問題があれば指摘していただきたいということで、呼びかけをしておりました。

しかし、その中で、そういったご要望にこたえていただけずに参画を拒否されて、今日に至りましたが、そういったような中で、あのような言葉の字句についても執拗に批判をされる。

本来ならば、提出議案のこの条例が、時代に合わせて必要があれば、また条例変更とか訂正があれば、みんなでやっていく部分ではあると思いますが、とりあえずこの基本条例を指針として、豊明市の未来づくりのためにもいい条例であると、そのように確信をして議員提出議案として提出してまいりました。

本当にあのような発言、まして議員になってまだ数カ月の議員から、あのような辛らつな発言があるとは、思いもよりませんでした。

将来、非常に大物議員になるであろうと期待しておりますが、とにかく、やはり人の努

力、そういったものは認めて、お互いにもしも必要があれば、こういうものはどうかというみずから率先して意見を求める、文書を提出する、いろんな手法があると思うんですが、このような場所を利用して、多くの傍聴者を背に背負って、あのような批判を浴びるとは、本当に残念でなりません。

どうか、大勢の皆さんの賛成をいただいて、この基本条例を指針として、豊明市の発展のために襟を正して頑張ってまいりたいと思います。

そういった意味で賛成討論とさせていただきます。

#### No.136 ○議長(平野敬祐議員)

続いて、一色美智子議員。

#### No.137 ○11番(一色美智子議員)

議員提出議案第2号 豊明市議会基本条例の制定について、公明党市議団を代表いたしまして賛成の立場で討論をいたします。

議会改革は議員改革であり、市民改革であります。市民の支持を得られる議会を目指していかなければなりません。議会改革の論理は、地域民主主義の充実、実現であり、住民の意見を聞き、議員間で議論し、議会として意思を決定、提示することを通して、市政の発展を実現するというものです。

私たち地方議員は、二元代表制のもと、市長と執行機関の自治体行政の執行を監視するとともに、地域住民の生の声に触れ、それを集約して政策として行政に提案し実現させるという重要な役割があります。

議会基本条例は、議会の憲法であると思います。憲法にしては、この議会基本条例は非常に厳しいものとなっております。通年議会、反問権、議会中継、議会報告会、議員間討議の五本柱からなっており、これだけ厳しい議会基本条例は、県内のみならず、全国的にも珍しい条例であると思います。

平成24年4月1日施行ですので、中身の細かい部分については、これから議論をしていかなければなりません。

私たち議員のレベルアップ、資質向上に必ずつながるものですので、賛成といたします。

#### No.138 ○議長(平野敬祐議員)

続いて、毛受明宏議員。

#### No.139 ○2番(毛受明宏議員)

議員提出議案第2号 豊明市議会基本条例の制定について、豊明市議会清新会を代表し賛成の立場で討論を申し上げます。

議会基本条例は、地方議会の運営をどのように行うかを定めた条例であり、近年、各自治体でも条例制定が進み、開かれた議会運営の取り組みが豊明市議会にも設置される議員提出議案であります。

今回、当市の条例の中では通年議会や反問権、これはほかの自治体では数少ない条項を兼ね備えており、制定後の我々の努力は重大となります。

そしてまた、各議員においても確実に向上を求めていかなければならないことでもあります。

書き記した条文が、議会運営に対して必要性高き内容でもあります。しかし反面、厳しさも持ち合わせ、この先、スムーズな取り組みにも議員各位の努力は必要とされます。

今回の条例制定は、将来の議会運営の第一歩と受けとめております。今後の議員各位のますますの努力と向上心、議会運営の向上を目指すためにも、議員提出議案第2号については賛成といたします。

#### No.140 ○議長(平野敬祐議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議員提出議案第2号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

#### No.141 ○議長(平野敬祐議員)

賛成多数であります。よって、議員提出議案第2号は原案のとおり可決されました。

以上で日程4を終わります。

日程5、議会閉会中における各常任委員会の継続調査についてを議題といたします。

豊明市議会会議規則第104条の規定により、各常任委員長より議会閉会中の継続調査申出書が提出されました。

お諮りいたします。お手元に配付をいたしましたとおり、各常任委員長からの申し出による議会閉会中における各常任委員会の継続調査事項について、平成24年5月まで、議会閉会中もこれを調査研究することを許可いたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

#### No.142 ○議長(平野敬祐議員)

ご異議なしと認めます。よって、お手元に配付をいたしました調査事項について、平成24年5月まで、議会閉会中もこれを調査研究することに決しました。

以上で今期定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

市長よりあいさつを願います。

石川市長。

**No.143 ○市長(石川英明君)**

平成 23 年第2回の定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会にご提案をさせていただきました案件について、慎重審議の上、可決・承認を賜りまして、まことにありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

一般会計補正予算の審査に当たりましては、事業仕分けの案件について、総務委員会が慎重審査の結果、二度の延会となり、皆様に大変ご苦勞をおかけいたしました。

一色委員長様始め、委員各位には心より感謝を申し上げます。今後とも、私の考え方について誠心誠意ご説明申し上げまして、ご理解を賜りますよう努力してまいりますので、よろしく願いをいたします。

また、一般質問、あるいは議案質疑を通じまして、ご指摘やご提案をいただくことができました。それ以上の事項につきましては、今後とも既成概念にとらわれることなく、財政状況を把握しながら、社会経済情勢の変化と市民のニーズに適切に対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

最後になりますけれども、議員各位におかれましては、間もなく本格的な夏を迎え、大変暑い日が続いてまいります。この夏は、中部電力浜岡原子力発電所の運転停止に伴い、節電への取り組みが求められているところでもあります。

どうか、暑さ対策を工夫され健康に十分留意をいただきまして、ご活躍をいただきますようご祈念を申し上げまして、閉会のあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

**No.144 ○議長(平野敬祐議員)**

ご苦勞さまでした。

長期間にわたるご審議、まことにご苦勞さまでした。

これにて、平成 23 年豊明市議会第2回定例会を閉会といたします。

午後2時42分閉会